

片岡信恒弁護士の 法律相談所



片岡法律事務所
弁護士・中小企業診断士
片岡信恒

Q 私(三十八歳)は一部上場企業で営業課長をしています。妻(三十五歳・パート)とは二十六歳の時結婚し、子供は長女十一歳、長男八歳です。元々夫婦仲は良くなかったのですが、一年ほど前から、妻は帰りも飲み会と称して遅くなり、派手な服を着て、化粧も濃くなってきました。不貞を疑っています。どこまでの証拠を集めれば離婚できますか。

A 離婚件数・離婚率は、統計によると平成十二、十三年あたりがピークで、その後は徐々に減っています。私の事務所では離婚件数が増えています。離婚理由で一番多いのは「性格の不一致」で、「夫や妻の浮気」、「夫や妻の実家との折り合いが悪い」、「モラハラをしてくる」が上位にランクされています。しかし、離婚理由があれば、すぐに裁判所で離婚が認められるわけではありません。

民法第七七〇条第一項によれば、①配偶者に不貞な行為があったとき、②配偶者から悪意で遺棄されたとき、③配偶者の生死が三年以上明らかでないとき、④配偶者が強度の精神病にかかり回復の見込みがないとき、⑤その他婚姻を継続し難い重大な事由があるときに限り離婚の訴えを起すことができますと書かれています。

今回は、不貞の立証について説明しますが、不貞を理由とする以上、十分な証拠を固める必要があります。以前に担当した事例で、不貞の認定について裁判所の判断が、一審と二審で反対となったこ

とがありました。

夫は四十歳の会社員、妻は三十歳のパート勤務で、妻は小さい子供三人を連れて家を出ました。その後調査した結果、妻たちが住んでいるアパートを見つけ、パート先の社長が頻りにアパートに出入りし、一カ月間で三回泊まっていること分かりました。夫が約一カ月間、夕方と早朝、そのアパートに向き、その駐車場に、社長の自動車が出向き、そののを確認し、写真撮影していたのです。

これだけの証拠があれば不貞の立証は十分できると判断し、離婚訴訟を起しました。ところが、社長も妻も不貞の事実を否定しました。「会社の帳簿記入をアパートで処理していた。社長は伝票などを持ってきて一緒に作業して、夜遅くなったので泊まった。しかし、子供もいるところで性的関係を持つことなどありえない。」と。一審の裁判所では、離婚を認め、慰謝料支払を命ずる判決が出されました。ところが、二審の高等裁判所は、不貞の疑いはあるものの、断定はできないとして、逆転敗訴

となったのです。信じがたい判決でした。

やはり、念には念を入れた証拠収集が必要で、徹底的に争われても裁判所を十分に納得させるだけの証拠を集めておくべきです。

探偵事務所による尾行調査や携帯電話のメール・通話記録の調査、カードの使用履歴・自動車の走行履歴・領収書など、証拠を収集していると思いますが、それらが十分であるかは、収集の段階から弁護士のアドバイスを受けることをお勧めします。

片岡信恒

昭和五十五年片岡法律事務所を設立。三〇年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。

法律問題でお困りの際は、名古屋の片岡法律事務所にぜひお気軽にご相談ください。

片岡法律事務所

名古屋市中区丸の内二丁目一九番二五号MS桜通七、八階
☎〇五二―二三一―一七〇六